

判決年月日	平成 1 7 年 4 月 1 3 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 7 年 (行ケ) 10230号		
○ 本件商標は引用商標（ポロ商標）と類似せず，出所の混同を生じないので商標法 4 条 1 項 1 5 号に該当しないとした審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法 4 条 1 項 15 号

- 1 原告は，本件商標（末尾参照）の商標権者である被告を相手に，著名な引用商標（末尾参照）などを使用しているラルフローレン関連の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとして，本件商標の商標登録を無効とすることの審判を請求したが，特許庁は，本件商標と引用商標には顕著な差異があり，視覚的印象や記憶が全く別異のものとして看取されるので，商標法 4 条 1 項 15 号の違反はないとして不成立審決をした。
- 2 本判決は，本件商標をなす図形は，正体不明の 4 つ足の動物に猿とおぼしき動物がしがみついているのであり，引用商標とは視覚的印象が別異のものということもできるが，引用商標が刺繍などによるワンポイントマークとして付されることが多く本件商標も被服類に使用される場合にはワンポイントマークとして表示される可能性が高いところ，本件商標の全体的な配置，輪郭は，引用商標と高い類似性を示しているものといえることができ，本件商標がワンポイントマークとして使用される場合を考えると，そのようなワンポイントマークは，比較的小さいものであり，マーク自体に詳細な模様や図柄を表現することは實際上容易ではないから，その図形の輪郭全体が見る者の注意を惹き，内側における差異が目立たなくなることが十分に予想され，その全体的な配置，輪郭が引用商標と類似していることから，ワンポイントマークとして使用された場合の本件商標は，引用商標とより類似してくるとした。そして，本件商標が，特にその指定商品にワンポイントマークとして使用された場合には，これに接した需要者（一般消費者）は，それが引用商標と全体的な配置，輪郭が類似する図形であることに着目し，本件商標における細部の形状や模様などの相違点に気付かずに，当該商品をラルフ・ローレン又は同人と組織的・経済的に密接な関係がある者の業務に係る商品であるかのように，その出所について混同を生ずるおそれがあるとして審決を取り消した。

本件商標



引用商標

